

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

成塚中瀬線	路線名
深谷市中瀬字伊勢島一二六六番五地先から同市中瀬字向島一五四一番二地先まで	供用開始の区間
平成二十九年十二月二十二日	供用開始の期日
平成二十九年九月二十六日付け埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十八号で告示した道路区域の供用開始である。 延長一〇七・四〇メートル	備考